

## Gi WorldDial契約約款

### 第1条(サービスの定義)

株式会社インボイス(以下「インボイス」といいます)は、本契約約款に基づき、インボイスが定める国際電話サービス提供会社(以下「通信会社」といいます)による国際電話サービス(以下「本サービス」といいます)を利用者(以下「お客様」といいます)に提供します。

### 第2条(サービスの提供範囲および、制限)

1. 本サービスは、通信会社が定める国際電話サービス契約約款等に基づき提供します。
2. 本サービスの発信元の提供区域は、インボイスが別途定めるサービスを除き、原則的に国内公衆網に接続可能な地域とします。
3. 本サービスの接続先の提供地域は、外国の法令又は、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限される場合があります。
4. 電気通信事業法第8条の規定による重要通信を確保する必要がある場合、通信会社の国際電話通信サービス契約約款等に基づいて通話利用制限を受ける場合があります。
5. 本サービスは、インボイスが定める以外の通信会社が提供する国際電話サービスとの併用はできません。

### 第3条(申込み条件)

1. 本サービスの加入申込みを希望されるお客様が、法人である場合、商業登記簿謄本の写しをインボイスへ提出するものとします。
2. 本サービスの加入申込みを希望されるお客様が、個人である場合、支払方法は、クレジットカードによる支払いに限定されます。但し、インボイスが承諾した場合においてはこの限りではありません。

### 第4条(契約の成立)

1. 本サービスの加入申込みを希望されるお客様は、インボイス所定の申込書に申込み回線番号、必要事項を記入、捺印をした上で、インボイスへ提出し、インボイスが通信会社に対して、申込み回線の登録を申請し、通信会社が登録を承諾した時点において、お客様とインボイスとの間の本サービス利用契約が成立します。
2. 本サービスの加入申込みは、固定電話・携帯電話・PHSの加入回線ごとに行います。

### 第5条(情報の提供と記録に関する同意)

1. お客様は、本サービスの加入申込み、および、利用に関する必要な情報をインボイスに提供し、インボイスがお客様から提供を受けた個人・法人情報を通信会社に提供することに同意するものとします。
2. お客様は、通信会社および、インボイスが割引料金算出のためにお客様の接続先電話番号を含む通話明細等を記録することに同意するものとします。
3. お客様は、本サービス加入申込みにより、申込んだ回線番号に関わる既に加入の他の通信会社が提供する国際通信サービスが解約される場合があることに同意するものとします。

### 第6条(サービスの開始)

第4条第1項に定める通信会社による登録の承諾後、通信会社から本サービス開始の通知をインボイスが受けた上で、インボイスが定める方法でお客様に通知をしたときから本サービスは開始します。

### 第7条(料金)

本サービスにおいて、お客様は、インボイスが定めた通信料金(付加サービス料金を含む)を毎月支払うものとします。

### 第8条(請求と支払い)

1. お客様は、各月の本サービスの通信料金を、金融機関の預金口座振替、銀行振込み、クレジットカードまたは、インボイスが提供するGi通信料金一括請求サービスのいずれかを申込時に選択し、これに従い支払うものとします。但し、お客様が、個人である場合、本サービスの通信料金の支払方法は、第3条第2項に基づき、原則としてクレジットカードによる支払いに限定されます。
2. 金融機関の預金口座振替を選択された場合は、インボイスが指定する収納代行会社を通じて、インボイスが指定する期日にお客様の指定する預金口座から振替えることにより支払うものとします。なお、振替当日が金融機関の休日の場合は、翌営業日とします。
3. 銀行振り込みを選択された場合は、インボイスが指定する預金口座、支払期日までに銀行振込みの方法で支払うものとします。
4. クレジットカードを選択された場合は、インボイス指定の各クレジットカード会社の規定に基づきカード会社に支払うものとします。
5. お客様は、インボイス指定の各クレジットカード登録後、クレジットカード会員資格を解約手続き等により喪失した場合、又は、クレジットカード会社の判断によりクレジットカードの有効性の承認が得られないとき、本サービスの支払方法は、銀行振込みに変更される場合があることを予め承諾するものとします。この場合、前(3)項に定める方法により支払うものとします。

6. Gi通信料金一括請求サービスを選択された場合は、Gi通信料金一括請求サービス契約約款に基づいて、支払方法を別途選択し、支払うものとします。
7. 本条第2項もしくは第3項に定める支払いについて、お客様の選択した各支払期日までに支払いがない場合、各支払期日の翌日から支払済みまでの間、年14.5%の利率で算出した遅延損害金を支払うものとします。

#### 第9条(お客様の管理責任および、料金の支払義務)

お客様は、本サービスに加入申し込みをした回線番号(固定電話および、携帯電話・PHS)からの発信利用又は、インボイスが指定する発信方法および、暗証番号(お客様の責任において管理するものとします。)を用いて利用し、これにより生じた通信料金については、たとえお客様以外の第三者が利用した場合であっても、インボイスに支払うものとします。

#### 第10条(権利の譲渡制限)

お客様は、本契約約款に基づく権利及び、義務を第三者に譲渡することは出来ないものとします。但し、相続が発生しインボイスが申し込み回線の承継を承諾した場合や会社分割・会社合併などにつき事前にインボイスに承諾を求めインボイスが書面による承諾した場合においてはこの限りではありません。

#### 第11条(届出事項の変更)

1. お客様は、インボイスに登録をした内容(法人名(代表者の変更を含む)・氏名・住所・請求書送付先・連絡先・支払方法・申込み回線番号等)に変更が生じる場合、速やかにインボイス指定の方法でその変更が生じる迄に届出をするものとします。
2. 前項の届出があったときは、お客様は、インボイスが、その届出のあった事実を証明する書類の提示を求める場合があることを承諾するものとします。

#### 第12条(サービスの終了)

1. お客様とインボイスは、それぞれ相手方に通知することにより、本サービスの利用又は、提供を終了することが出来るものとします。
2. 6ヶ月以上にわたり本サービスの利用がない場合、インボイスはお客様に通知することなく、本サービスの提供および本サービスの契約を終了することができるものとします。
3. 本サービスの利用又は、提供を終了する場合、インボイスは速やかに通信会社に対して解約手続きを行い、その処理が完了した月末をもって本サービスが終了します。また、お客様は、インボイスがこれら一連の手続きを行うことについて予め同意するものとします。
4. 本条第1項の場合、お客様又はインボイスが、本サービスの利用又は提供の終了を相手方に通知してから本サービスが終了するまでの間に生ずる本サービスの通信料金は、お客様が支払うものとします。

#### 第13条(契約解除)

1. お客様において、次の各号のいずれかにでも該当する場合、インボイスはお客様に通知することにより、本サービスの契約を解除することができるものとします。
  - (1)本サービスの申込書上の記載に虚偽の申告があったとき。
  - (2)お客様が個人でお申込みの場合、インボイス指定の各クレジットカード登録後、クレジットカード会員資格を解約手続き等により喪失した場合、又は、クレジットカード会社の判断によりクレジットカードの有効性の承認が得られないとき。
  - (3)第8条第2項、第3項、第6項に定める本サービスの通信料金等が各支払期日までに支払われなかった場合、インボイスは、相当の期間を定めて催告し、尚その期日までに支払いのないとき。
2. お客様において、次の各号の一にでも該当する場合、インボイスは通知催告その他の手続きがなくても本サービスの契約を解除することができるものとします。
  - (1)自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなり、または銀行取引停止処分を受けたとき。
  - (2)差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は、公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (3)破産、民事再生、会社更生、整理もしくは特別清算の申立を受け、または自らなしたとき。
  - (4)解散を決議または他の会社と合併したとき。
  - (5)信用状態に重大な変化が生じたとき。
  - (6)本サービスの利用上、インボイスの信用を著しく喪失したと認められたとき。
  - (7)前各号の一にでも該当し、発生する恐れがあるとインボイスが認めたとき。
  - (8)その他、本契約約款のいずれかにでも違反したとき。
3. インボイスが契約解除を行い、本サービスが終了するまでの間に生ずる本サービスの通信料金は、お客様が支払うものとします。

#### 第14条(責任の範囲)

1. お客様がインボイスの算出する本サービスの通信料金等に関して疑義が生じた場合等は、お客様とインボイスとの間で解決するものとします。
2. インボイスは、本サービスにおいて、通信会社の通信障害等により、お客様が他の国際通信手段を利用し、生じた通信料金等又は、これに伴う一切の損害等について、その補償の責は負わないものとします。
3. インボイスは、第12条第1項、第13条第1項、同第2項のいずれかに基づき契約解除を行ったことにより生じた損害等について、その補償の責は負わないものとします。

#### 第15条(秘密保持)

1. 本約款において秘密情報とは、お客様の通信の秘密等、本サービスの提供および利用により、インボイスが知り得た全ての情報とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まないものとします。
  - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後、情報取得者の責に帰せずして公知となったもの。
  - (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
  - (3) 開示を受ける前に既に自ら所有していたもの。
  - (4) 開示された情報によらずして、独自に開発したもの。
  - (5) 開示者の承諾により開示が認められたもの。
2. インボイスは、秘密情報を第三者に開示、提供もしくは漏洩、または本サービスの提供および利用という目的以外に使用しません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する開示は除くものとします。
  - (1) インボイスが本サービスを提供するために必要な範囲での通信キャリアおよび第18条に定める委託先に対する開示
  - (2) 捜査関係事項照会等、法令または規則に基づく公的機関に対する開示
  - (3) 弁護士、公認会計士、税理士その他本条と同等の守秘義務を負う者に対する開示

#### 第16条(個人情報保護)

1. 本約款において個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の情報によって特定の個人を識別できるものとします。
2. インボイスは、本サービスの提供により知り得た個人情報を第三者に開示、提供もしくは漏洩、または本サービスの提供および利用という目的以外に使用しません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する開示は除くものとします。
  - (1) お客様本人の同意がある場合の開示
  - (2) インボイスが本サービスを提供するために必要な範囲での通信キャリアおよび第18条に定める委託先に対する開示
  - (3) 捜査関係事項照会等、法令または規則に基づく公的機関に対する開示
  - (4) 弁護士、公認会計士、税理士その他本条と同等の守秘義務を負う者に対する開示
  - (5) 人の生命、身体または財産等に差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
3. 当社は利用者の個人情報を、お客様のニーズに合致する商品・サービスのご提案ならびに当社グループとしての経営管理・リスク管理を目的として、グループ会社間で共同利用致します。グループ会社の定義等、詳細については次項第2号をご覧ください。
4. 前各項のほか、インボイスによる個人情報保護は、以下の個人情報保護方針等によります。
  - (1) 株式会社インボイス個人情報保護方針 <https://www.invoice.ne.jp/privacy/>
  - (2) 個人情報の取り扱いについて <https://www.invoice.ne.jp/privacy/2/>

#### 第17条(共通事項)

1. 第15条および前条に定める守秘義務は、本サービスの契約が終了した後も公知となるまで引き続き有効に存続するものとします。
2. インボイスまたはお客様は、本サービスの契約が終了した場合、または相手方から秘密情報もしくは個人情報の返還もしくは廃棄の請求があった場合、速やかに返還または廃棄するものとします。ただし、インボイスは、本サービス利用料金に関する情報等、法令により保管が義務付けられている情報については、引き続き保有させていただきます。

#### 第18条(再委託)

インボイスは、本サービス提供のために必要な範囲において、以下の全部または一部の業務をインボイスの審査基準に適合した第三者に委託する場合があります。

- (1) 本サービス利用料金の収納に関する業務
- (2) 本サービス利用料金の請求書印刷および発行に関する業務
- (3) 本サービスの提供に必要なシステムの開発、保守、管理に関する業務

#### 第19条(反社会的勢力の排除)

1. インボイス及びお客様は、本契約締結日において、自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団等」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。

(4)暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5)その他、暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. インボイス及びお客様は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為。

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3)相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

(5)その他前各号に準ずる行為。

3. インボイス及びお客様は、相手方またはそれぞれの役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、催告を要しないで相手方への通知のみによって本契約を解除することができるものとします。

4. 前項の場合、本契約を解除した当事者は、相手方またはその役員に損害が生じても、一切の責任を負担しないものとします。また、本契約を解除された当事者は、相手方に対して損害が生じたときは、相手方に対してその損害を賠償するものとします。

#### 第20条(紛争処理)

本サービスについて、お客様とインボイスとの間に紛争が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所又は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所として、解決を行います。

#### 第21条(契約約款の適用)

(1)本契約約款にて定めのない事項に関しては、通信会社の国際電話通信サービス契約約款等に基づくものとします。

(2)インボイスは、必要に応じて本契約約款を変更できるものとし、この場合、料金その他の提供条件は、変更後の契約約款によるものとします。

(2019年12月1日改定)

#### ●Gi WorldDialに関するお問い合わせ

フリーダイヤル:0120-888-448 (携帯・PHSからは03-6408-2610 年末年始除く平日9:00~17:30)